

令和 2 年 5 月 19 日現在

機関番号：34304

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13656

研究課題名（和文）民法改正と売買における契約不適合給付

研究課題名（英文）Civil Code Reform and Non-conformity in sales contract

研究代表者

古谷 貴之（FURUTANI, Takayuki）

京都産業大学・法学部・准教授

研究者番号：40595849

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：「民法改正と売買における契約不適合給付」に関する研究を行った。この研究では、2017年5月に改正された民法の「売買」の領域で議論のある問題について理論的観点から研究を行った。この研究では、「契約不適合」の意義、「買主の追完請求権の法的性質」、および、「売主の追完利益の保障」の意義という3つの観点から検討を行い、それぞれの問題に対する解釈論の提示を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

売買において契約不適合の物の引渡しがある場合の売主の責任と買主の権利について研究を行った。その内容は、拙著『民法改正と売買における契約不適合給付』（法律文化社、2020年）にまとめられている。今後、民法の教科書等を通じて本研究の成果を一般市民にも分かりやすく伝えていくことで、社会的意義のある貢献をしたいと考えている。

研究成果の概要（英文）：I conducted a study on "Japanese Civil Code Reform and Non-conformity in Sales Contract". In this study, from a theoretical point of view, I studied the issues discussed in the area of "Sales" in the Japanese Civil Code revised in May 2017. Specifically, in this study, I analyzed the theories and practices regarding liability for non-conformity in a contract in Japan and, in particular, I conducted research of the following three issues.: (1) the concept of "Non-conformity in a contract", (2) the legal nature of the claim for subsequent performance of a buyer and (3) the significance of Ensuring profit for seller's subsequent performance. Finally, I tried to present several interpretations for each issues.

研究分野：民法

キーワード：民法改正 売買 契約不適合 追完請求権 ドイツ法 EU法

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2009年11月に開始された法制審議会における民法(債権関係)改正の検討作業が終了した後、2015年3月31日に「民法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。この民法改正案において、「売買における瑕疵担保責任」(現行民法566条、570条)の法的性質が契約責任説(債務不履行責任説)の観点から基礎付けられることが明らかにされ、また、これに伴い、瑕疵担保制度の具体的な内容も現行法から大幅に変更されることになった。とりわけ大きな変更は、従来の売主の「瑕疵担保責任」制度が廃止され、新たに「契約不適合責任」制度が用意されたことである。この契約不適合責任に関する改正について、既に学説および実務では活発な議論が展開されていた。例えば、「契約適合性」という新しい概念をどのように理解すべきか、また、売主が契約不適合給付を行った場合に買主はいかなる救済を求めることができるかという問題が議論されていた(参考文献として、潮見・NBL1045号[2015]、山野目・NBL1048号[2015]参照、矢野・法時87巻1号[2015]、土地総合研究2015年秋号[2015]および日本不動産学会誌30巻1号[2016]所収の諸論稿などを参照)。

2. 研究の目的

本研究は、比較法の視点から、日本の新たな契約不適合責任の内容を検討しようと試みた。とりわけドイツ瑕疵担保法およびEU売買法における売主の瑕疵担保責任/契約不適合責任の展開を整理・分析し、この比較研究から得られた知見に基づいて、民法改正案における売主の契約不適合責任制度の意義を明らかにするとともに、さらに今後予想される論点についての議論の枠組みを提示することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、比較法の知見を踏まえつつ、日本の契約不適合責任制度について検討を行った。

(1) 初年度(平成29年度)はEU法およびドイツ法の展開を検討した。具体的には、次の3つの方向から検討を進めた。まず、①欧州委員会が提案した「オンライン売買指令案」の内容を検討した。この検討を通じて、EUでは消費者売買ルールとして何が必要であると考えられているのかを明らかにすることができた。また、②契約不適合給付に関する欧州司法裁判所の諸判決の分析を行った。この分析を通じて、EU消費者売買法の展開を実務の観点から把握することを試みた。さらに、③近時のドイツ瑕疵担保法における判例・学説の議論を整理した。

(2) 次年度(平成30年度)は、民法改正案の売買における契約不適合給付に関する検討を行った。ドイツ法およびEU法の展開を分析することで得られた知見に基づいて、改正案の内容の検討を試みた。

(3) 最終年度(平成31年度/令和元年度)は、わが国の改正民法における契約不適合責任制度について、比較法の知見をもとに、実務上及び学説上の重要論点について、解釈論の提示を試みた。具体的には、①「契約不適合」概念の意義、②買主の追完請求権の法的性質、③売主の追完利益保障の意義について、新民法の下での解釈論を示し、あわせて関連する法的論点についても若干の検討を行った。

4. 研究成果

2017年5月26日に成立した改正民法において、売買における瑕疵担保責任制度が廃止され、新たに契約不適合責任制度が設けられた。この契約不適合責任制度の下では、従来の瑕疵担保責任の中心的概念であった「瑕疵」の用語が廃止され、また、売主の責任の法的性質についても契約責任説が採用されるなど、抜本的な改正が行われている。この新たな制度の下で、学説・実務では既に多くの解釈論上の問題が指摘され、多角的な視点から分析が進められている。本研究では、契約不適合責任をめぐるわが国の議論を整理し、理論的観点から分析を加えた上で、いくつかの重要論点につき、解釈論の提示を試みた。

第1に、売買における契約不適合給付をめぐるわが国の現在の議論状況を整理した。そして、民法改正後とくに検討されるべき課題として、「契約不適合の意義」、「買主の追完請求権の法的性質」および「売主の追完利益の保障」の3つを提示した。

第2に、ドイツ売買法における瑕疵担保責任をめぐる議論を整理した。具体的には、①物の「瑕疵」概念、②売買における「追完」制度、および、③瑕疵担保責任制度と他の制度との競合問題について、それぞれドイツ法の議論を整理・検討した。

第3に、ドイツ法の議論を相対化させ、より客観的な分析の視点を確保するために、ドイツ法以外の法制度に目を向けて検討を試みた。具体的には、EU法における契約不適合責任制度の分析を行った。とりわけ、①ヨーロッパ共通売買法規則提案(CESL)における「追完」制度、②欧州委員会が2015年12月9日に公表した「オンライン物品売買契約に関するEU指令案」(COM[2015]635 final.)、③同委員会提案を改正する指令提案(COM[2017]637 final.)、④2019年6月11日に発効した「EU物品売買指令」(Directive(EU)2019/771)について、それぞれ分

析を行い、EU 売買法の最近の動向を確認した。

第 4 に、EU 売買法の展開を受けて近時改正されたドイツ新売買法の検討を行った。具体的には、①ドイツ連邦政府改正草案（2016 年 5 月 18 日公表）の内容を検討し、さらに、②2018 年 1 月 1 日施行後のドイツ新売買法における瑕疵担保責任をめぐる学説の議論を整理・検討した。②では、主に、「買主の追完請求権」および「売主の追完拒絶権」に関する新规定を取り上げて詳しく検討した。

最後に、本研究における比較法研究を基礎に、日本法への示唆（「契約不適合の意義」、「買主の追完請求権の法的性質」および「売主の追完利益の保障」についての解釈論の提示）を試みた。

以上の研究成果は、拙著『民法改正と売買における契約不適合給付』（法律文化社、2020 年）にまとめられている。

<引用文献>

- ① 古谷貴之『民法改正と売買における契約不適合給付』（法律文化社、2020 年）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 52
2. 論文標題 EUデジタル単一市場戦略における新たな動向：オンライン売買指令改正案の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 49 - 82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 52
2. 論文標題 欧州司法裁判所2017年7月13日判決(Ferenschi Id判決)の検討：消費用動産売買における「責任期間」と「時効期間」の区別の意義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 515-533
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 51巻3・4号
2. 論文標題 民法改正と売買における契約不適合給付	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 303-360
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古谷貴之	4. 巻 52巻1号
2. 論文標題 EU デジタル単一市場戦略における新たな動向 オンライン売買指令改正案の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 49-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 古谷貴之	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 386
3. 書名 民法改正と売買における契約不適合給付	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----